

# 社会保障・税番号(マイナンバー)制度が始まります

マイナンバー制度とは、国民一人ひとりにマイナンバー(個人番号)を指定して、国民の利便性向上や行政の効率化を図るための制度です。マイナンバー制度の施行により運用が始まる2種類のカードをご紹介します。

問企画経営課 ☎310

## 通知カードと個人番号カード

通知カードとは、皆さんに個人番号をお知らせするための紙製のカードです。

住民登録をしているすべての方が交付対象となり、10月から世帯ごとに簡易書留(転送不要扱い)で送付されます。

通知カードの利用場面 10月以降、市役所や勤務先からご自身の個人番号の申告を求められた際に、個人番号が正しいことを証明するために、通知カードを提示します。

※通知カードは、本人を確認する書類として利用することはできません。

個人番号カードとは、皆さんの個人番号を証明するカードです。プラスチック製で、内部にICチップが埋め込まれています。

個人番号カードは、希望した方に送付します。

希望する方は、通知カードに同封されている申請書を提出してください。カードの受け取りは、平成28年1月からの予定です。

個人番号カードの利用場面

・市役所や勤務先から、ご自身の個人番号の申告を求められた際に、個人番号が正しいことを証明するために、個人番号カードを提示します。

住所の確認を通知カードを確実に受け取るため、住民登録上の住所と異なる場所に住んでいる方は、住所の異動の届け出を10月2日までに済ませてください。

## 留意事項

顔写真が印刷されているため、本人を確認する書類として利用できます。

個人番号カードを使用し、各種電子サービス(マイナンバーポータルなど)を受けることができる予定です。

通知カード、個人番号カードは大切に保管。紛失した場合は、再交付に費用が発生します。

「やむを得ない理由」で現在、住んでいる場所(居所)に住民票を異動できない方へ

次のような方は、通知カードを住民票上の住所と異なる居所に郵送することができます。

- ① 東日本大震災により被災し、住民登録地以外の場所へ避難している方
- ② DVなどの被害者で住民登録地以外の場所へ異動している方
- ③ 10月5日以降に医療機関・施設などへの長期の入院・入所している方

誰が見込まれ、住民登録地にも住んでいない方

- ④ 前記①～③以外の方で、やむを得ない理由により住民登録地で通知カードの送付を受けることができない方

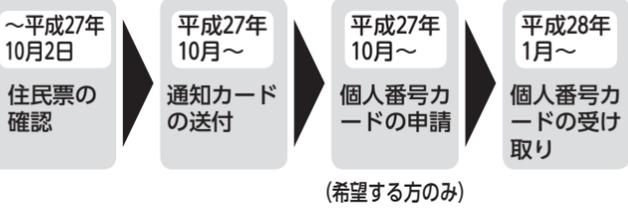
登録が必要 住民登録がされていない現在の居所に、通知カードを郵送させるためには事前に登録が必要です。

登録するには「通知カードの送付先に係る居所登録申請書」を入手し、必要事項を記入のうえ、申請書(本人確認資料などを添付)を住民登録している市町村に郵送またはお持ちください。

※申請書は、市民課、市ホームページ、各相談窓口などで入手できます。

■登録期間 9月25日(必着)までに、市民課へ

## 今後のマイナンバーのスケジュール



## 通知カード



- 記載事項
- ・個人番号
- ・氏名
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別 など

## 個人番号カード

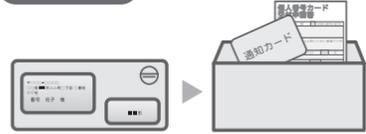


- 記載事項
- ・顔写真
- ・氏名
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別 など

- 記載事項
- ・個人番号
- ・氏名
- ・生年月日 など

## 交付は無料!! 個人番号カードの申請方法

### ステップ1



平成27年10月以降、住民票の住所に、マイナンバーの通知カードが、簡易書留で届きます。

### ステップ3



平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整うと、はがきで交付通知書が送られてきますので、運転免許証などの本人確認書類、通知カードをあわせてお持ちになり、市町村窓口へお越しください。

### ステップ2



同封されている個人番号カード交付申請書に、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れて、ポストに投函(希望する方のみ)。

### ステップ4



本人確認のうえ、暗証番号を設定し、個人番号カードが交付されます。

※総務省作成リーフレットを加工して作成

## マイナンバーに関する問い合わせ

■マイナンバーコールセンター ※通話料がかかります

☎0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

【英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語は  
☎0570-20-0291 (全国共通ナビダイヤル)】

受付=午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

### ■ホームページ

●内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

●国税庁「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」ホームページ  
※国税、法人番号に関する問い合わせ  
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

## 住民基本台帳カードの交付業務と電子証明書の発行業務を終了

マイナンバー制度の開始に伴い、住民基本台帳カード(以下、住基カード)の交付業務と住基カードを使用した電子証明書の発行業務は、次のとおり終了します。なお、発行された住基カードは有効期限内までそのまま使えます。

問市民課 ☎426

○住基カードの交付終了 12月28日 午後4時30分まで

※ただし、顔写真付きの公的身分証をお持ちでない方が申請を行う場合は、原則として、12月22日午後5時で申請の受け付けを締め切ります。

○住基カード用電子証明書の発行・更新業務終了 12月22日 午後4時30分まで

※平成28年1月以降は、電子証明書があらかじめ搭載された個人番号カードの交付が始まります。